

# 弥富市第4次行政改革大綱 (平成30年度～令和5年度)

平成30年3月  
(令和5年3月一部改訂)  
弥 富 市

# 目 次

1	策定の趣旨	1
2	これまでの取組状況等	1
3	策定の背景	3
4	基本的な考え方	10
5	基本方針別重点推進項目の取組方針	14
6	大綱における数値目標	17

## 【付属資料】

### ■ 策定体制

- 弥富市行政改革推進本部設置要綱
- 弥富市行政改革推進委員会条例
- 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

## 1. 策定の趣旨

本市は、「少子高齢化」、「人口減少問題」の到来により、扶助費の増加や税収の減少が予測されることや、高度経済成長期に一斉に整備された公共施設やインフラの改修・更新等に要する費用が、将来にわたり大きな財政負担として重くのしかかることも予測され、その対策を講じなければ、新たな市民ニーズに対応していくことはもちろん、既存のサービスを維持していくことさえ困難な状況に陥ることが予想されます。

また、平成 19 年 4 月に「地方分権改革推進法」が施行され、地方公共団体の担う役割は、ますます大きくなり、併せて市民が求める行政サービスの中身は、一層複雑化、多様化しています。このため、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において行政運営を行っていく必要があります。

このように本市を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、第 2 次弥富市総合計画に掲げている将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』を推進していくためにも、これまでの行政改革を減速することなく、さらに加速して取り組んでいく必要があります。

このため、今後の行政改革の方針と具体的な取り組みを示すものとして、実行性及び市民への訴求性を重視した「弥富市第 4 次行政改革大綱」を策定します。

## 2. これまでの取組状況等

本市は、これまで行政の効率的運営、市民サービスの向上を図るため、表 1 のとおり昭和 60 年から 6 度にわたり行政改革大綱を策定し、職員数・人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の節減などに取り組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上に積極的に取り組んできました。

第 3 次行政改革の主な取組状況としては、表 2 にあるように一定の成果を上げる実施内容がある一方、成果が十分でなかった実施内容もありました。

また、表 3 によれば、各年度の行政改革の取組における当年度取組分の効果額が、年々減少しており、行政改革の取組が減速傾向にあることが分かります。そのため、行政改革推進体制を最大限に活用し、これまで以上に行政改革の取組を推進していくことが、急務であります。

表 1 【これまでの大綱策定状況】

策定年月	名 称	計画期間
昭和 6 0 年 8 月	弥富町第 1 次行政改革大綱	—

平成 9 年 2 月	弥富町第 2 次行政改革大綱	—
平成 1 7 年 2 月	弥富町第 3 次行政改革大綱	平成 1 7 ~ 1 9 年度
平成 1 9 年 3 月	弥富市第 1 次行政改革大綱	平成 1 8 ~ 2 1 年度
平成 2 3 年 2 月	弥富市第 2 次行政改革大綱	平成 2 2 ~ 2 5 年度
平成 2 6 年 2 月	弥富市第 3 次行政改革大綱	平成 2 6 ~ 2 9 (30) 年度
平成 3 0 年 3 月	弥富市第 4 次行政改革大綱	平成 3 0 年 ~ 令和 4 ( 5 ) 年度

表 2 【第 3 次行政改革の主な取組状況】

○一定の成果が得られた推進項目

推進項目	実施内容
公有財産の有効活用	未利用地等の売却・貸付け等(H26-28 効果額 54,502 千円)
事務事業の見直し	例規集及び加除式図書の見直し等(H26-28 効果額 3,893 千円)
補助金の見直し	土地改良区補助金の見直し等(H26-28 効果額 13,871 千円)
委託事業の見直し	敬老事業の贈呈品の廃止等(H26-28 効果額 3,109 千円)
入札制度の見直し	事後審査方式制限付一般競争入札の実施(H26-28 件数 39 件)
工事成績評定制度の導入	工事成績評定の実施(H26-28 件数 73 件)
前納報奨金の引下げ等	平成 29 年度から固定資産税の前納報奨金制度を廃止
物品調達効率化	消耗品の購入の一部について前年・前々年の購入数を調査し、単価契約を実施(H26-28 効果額 3,305 千円)
人事評価システムの活用	平成 26 年度から職員全員を対象に目標管理制度による人事評価を実施。昇給昇格等の成果主義への転換
未収金対策の充実・促進	西尾張地方税滞納整理機構に参加し、収納対策の強化(H26-28 効果額 95,108 千円)
市税等の口座振替の促進・コンビニ納付の実施	平成 26 年度固定資産税、市県民税(普通徴収)についてコンビニ納付を実施、平成 28 年下水道使用料、汚水処理施設使用料についてコンビニ納付を実施

使用料・手数料の見直し	平成 27 年度に「公共施設の使用料適正化に関する方針」を策定。平成 28 年度には関係条例を改正し、平成 29 年 4 月より使用料を改定
-------------	--

○成果が十分でなかった推進項目

推進項目	実施内容
有料広告事業の実施	HPバナー広告収入等(H26-28 効果額 1,904 千円)。毎年、広告料収入が減少傾向にある。
公共施設等の効率的な維持管理システムの導入	平成 28 年 9 月、庁内に市長を本部長とする行政改革推進本部会議を設置し、公共施設等の縮減等について協議を開始。公共施設再配置計画及び個別施設計画の一部が未策定である。

表 3 【年度別効果額】

当年度 取組分 の 効果額 (千円)	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	歳入	63,414	35,762	47,079	37,053	60,468	53,146	35,931	46,501
	歳出	-104,083	12,005	50,327	-9,977	-3,392	-7,851	-7,300	-8,817
	計	167,497	23,757	-3,248	47,030	63,860	60,997	43,231	55,318

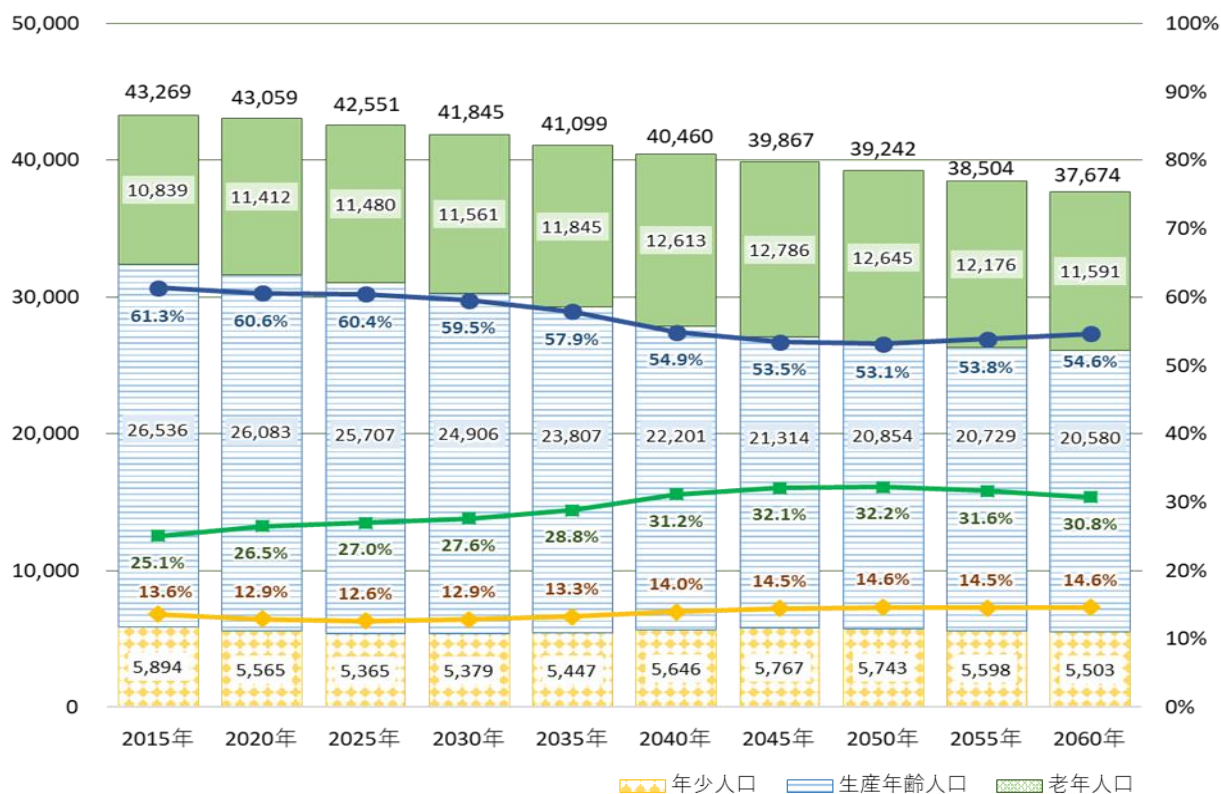
### 3. 策定の背景

#### (1) 少子高齢化の進行と人口減少

本市の総人口は、高度経済成長期以降、これまで増加し続けてきましたが、弥富市人口ビジョン（図 1）によると、今後は減少に転じ、平成 27（2015）年度から令和 42（2060）年度にかけての 45 年間で、現在の 9 割弱にあたる 37,674 人となる見込みです。また、人口構成については、15 歳から 64 歳の生産年齢人口の割合は、61.3%から 54.6%まで大幅に減少するのに対し、65 歳以上の老年人口の割合は、25.1%から 30.8%まで増加しており、高齢化が進行していく見込みです。

このため、高齢者の増加に伴って医療や介護などの社会保障関連費の財政負担が増加する一方、生産年齢の減少により市税収入の減少も懸念されることから、持続可能な財政基盤のより一層の安定化が求められます。

図1 【弥富市人口ビジョンによる将来人口推計】



## (2) 公共施設・インフラの老朽化

本市の公共施設は、図2によれば1970年代から1980年代にかけて集中的に整備され、既に30年以上を経過している施設も多く、概ね15～30年後には、一斉に更新時期を迎えることが予測されています。これに対して、長寿命化などの合理的な個別施設計画等の策定を推進していきますが、維持管理費や施設更新に係る経費は今後大きな財政負担になると予想されます。

ちなみに、表4のとおり公共施設の長寿命化（耐用年数80年）を前提に予防保全型の考え方で試算した場合でも、更新・修繕等に要する経費としては、毎年18.7億円が必要になり、40年間では749.9億円もの費用が見込まれます。

### 【事後保全型】とは

建築物の耐用年数を40年とし、40年間は修繕等を実施せず、耐用年数経過後に建替える。但し、設備については、建築物本体に比べ早期に劣化することから、20年間で更新を行う。

### 【予防保全型】とは

予防的な措置として大規模修繕を建築後に40年で実施することにより、耐用年数を80年間に延長する。また、20年毎に設備更新を含めた予防保全のための修繕を行う。

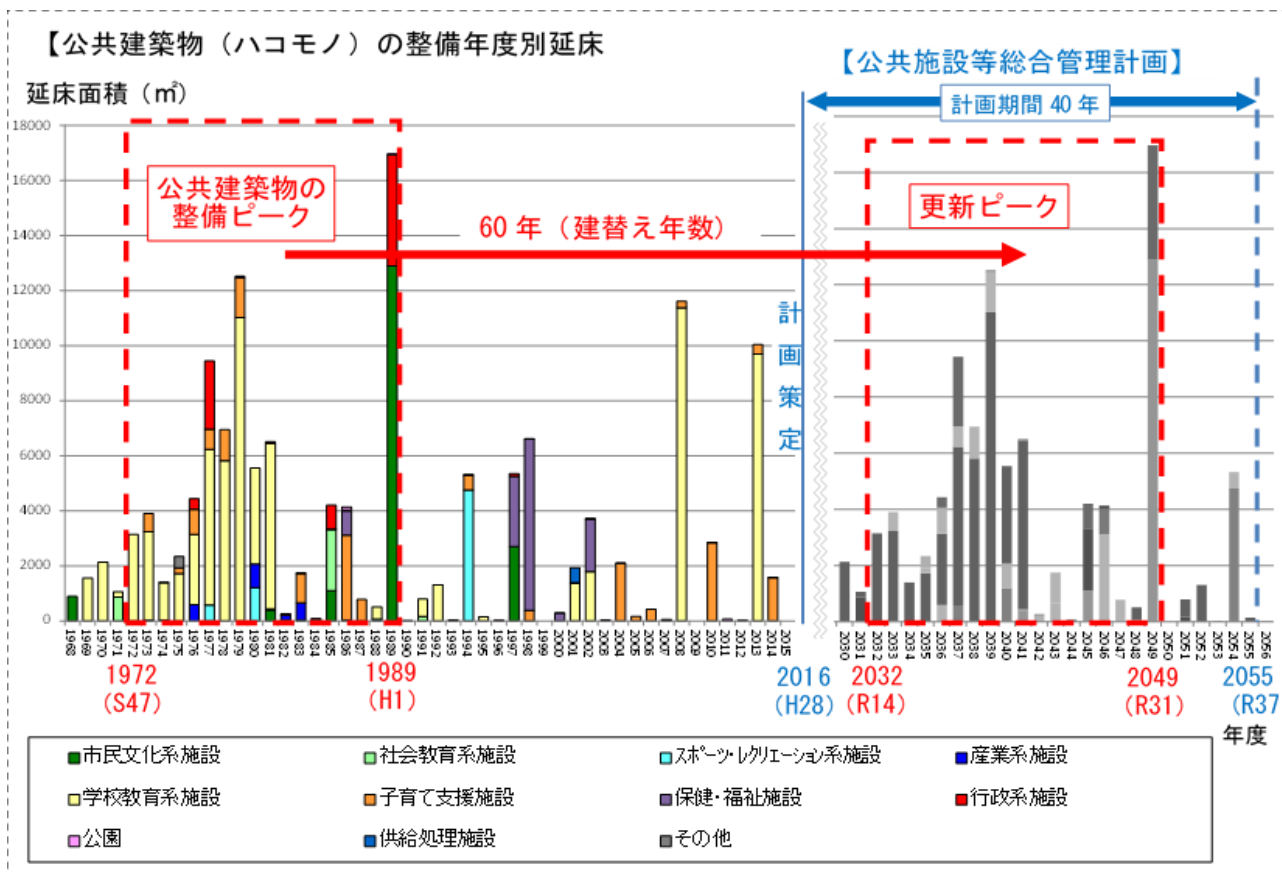


表4 【更新、修繕等の試算結果（一般会計）】 （単位：億円）

No.	試算対象分野	【総務省】	【事後保全型】	【予防保全型】
		40年間	40年間	40年間
		1年当たり	1年当たり	1年当たり
①	公共建築物	618.8	634.5	515.9
		15.5	15.9	12.9
②	道路	386.1	386.1	172.6
		9.7	9.7	4.3
③	橋梁	62.7	56.0	53.8
		1.6	1.4	1.3
④	河川構造物	9.0	9.0	7.6
		0.2	0.2	0.2
②+③+④=⑤	一般会計 (インフラ系施設)	457.8	451.1	234.0
		11.4	11.3	5.9
①+⑤	一般会計 (公共建築物+インフラ系施設)	1076.6	1085.6	749.9
		26.9	27.1	18.7

※【総務省】は、総務省の試算ソフトを用いた試算結果です。

### (3) 財政状況

#### ①主な歳入の状況

歳入の根幹である市税収入は、表5によれば令和3年度決算額で約83億8,700万円となっており、平成29年度と比較すると約1億4,300万円増加しています。税目別で主なものは、個人市民税は約8,300万円、固定資産税は約7,300万円それぞれ増加しています。一方、地方交付税は、平成24年度をピークに減少しています。これは、市税収入が伸びたことや普通交付税の合併算定替による特別措置の増加分が終了となった影響によるものです。令和3年度は、普通交付税が約5億8,300万円、特別交付税が約1億4,800万円となりました。国・県支出金は、大規模事業の有無により大きく変動します。令和3年度は、子育て世帯臨時特別給付金等があるものの、前年度の特別定額給付金が終了したことにより、大きく減少しています。市債は、財源不足を補うこと以外に、将来の市民の方々にも公平に費用を負担してもらう「世代間の負担の公平」を図る機能を有しています。令和3年度は、新火葬場建設事業債、臨時財政対策債が増加したことにより、前年度に比べて大きく増加しています。

#### ②主な歳出の状況

人件費は、令和3年度決算額で約33億5,200万円となっており、平成29年度と比較すると約8億1,400万円(32.1%)増加しています。これは、会計年度任用職員制度導入により、物件費等の経費が人件費へ組み替えになったためです。扶助費は、歳出に占める割合が高く、令和3年度決算額で約41億1,800万円となっており、平成29年度と比較すると約10億9,100万円(36.0%)増加しています。これは、子育て世帯臨時特別給付金や非課税世帯等臨時特別給付金によるものです。公債費は、借り入れた市債の元利償還金で、令和3年度決算額で約10億4,800万円となっており、平成29年度と比較すると約1億3,500万円(△11.4%)減少しています。投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、施設整備等の事業の実施状況により年度ごとに大きく変化します。令和3年度決算額は約16億5,200万円となっており、歳出に占める割合は9.3%となっており、平成29年度と比較すると約1億7,900万円(12.1%)増加しています。補助費は、各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など特定の目的のために交付する経費で、令和3年度決算額で約27億6,100万円となっており、平成29年度と比較すると約7億100万円(34.0%)増加しています。これは、下水道事業法適化により一般会計からの繰出金が補助費へ組み替えになったためです。繰出金は、一般会計から特別会計に支出される経費で、令和3年度決算額で約14億5,000万円となっており、平成29年度と比較すると約3億500万円(△17.4%)減少しています。これは、下水道事業法適化により一般会計からの繰出金が補助費へ組み替えになったためです。



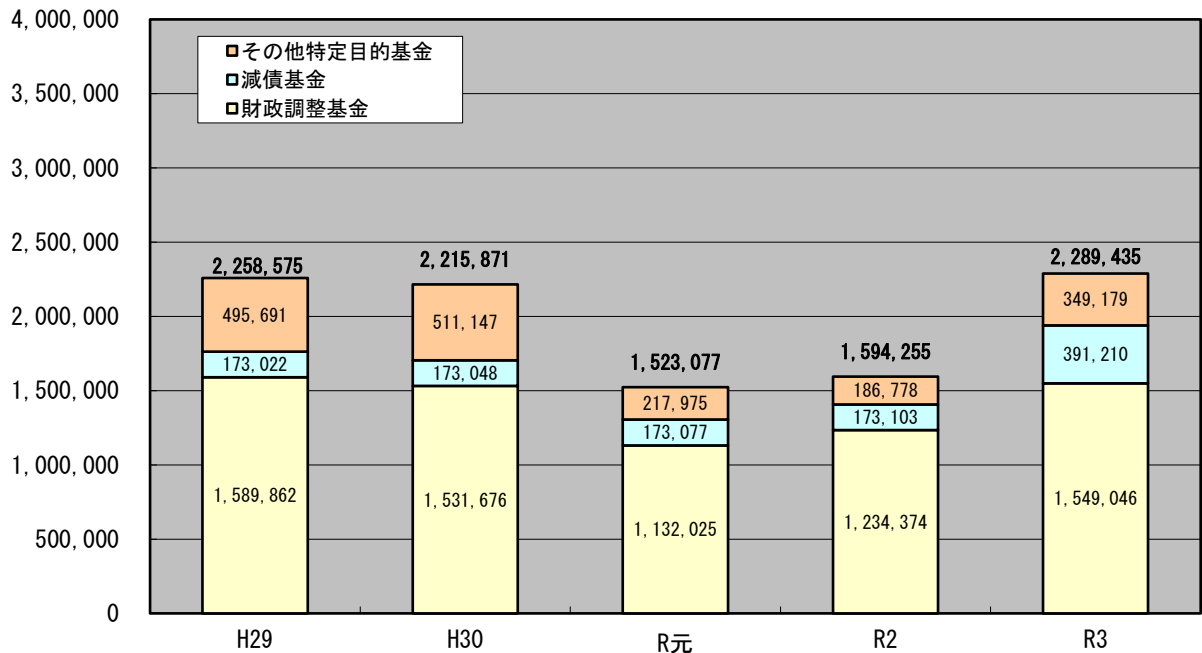
表5【決算の推移】

(単位:千円)

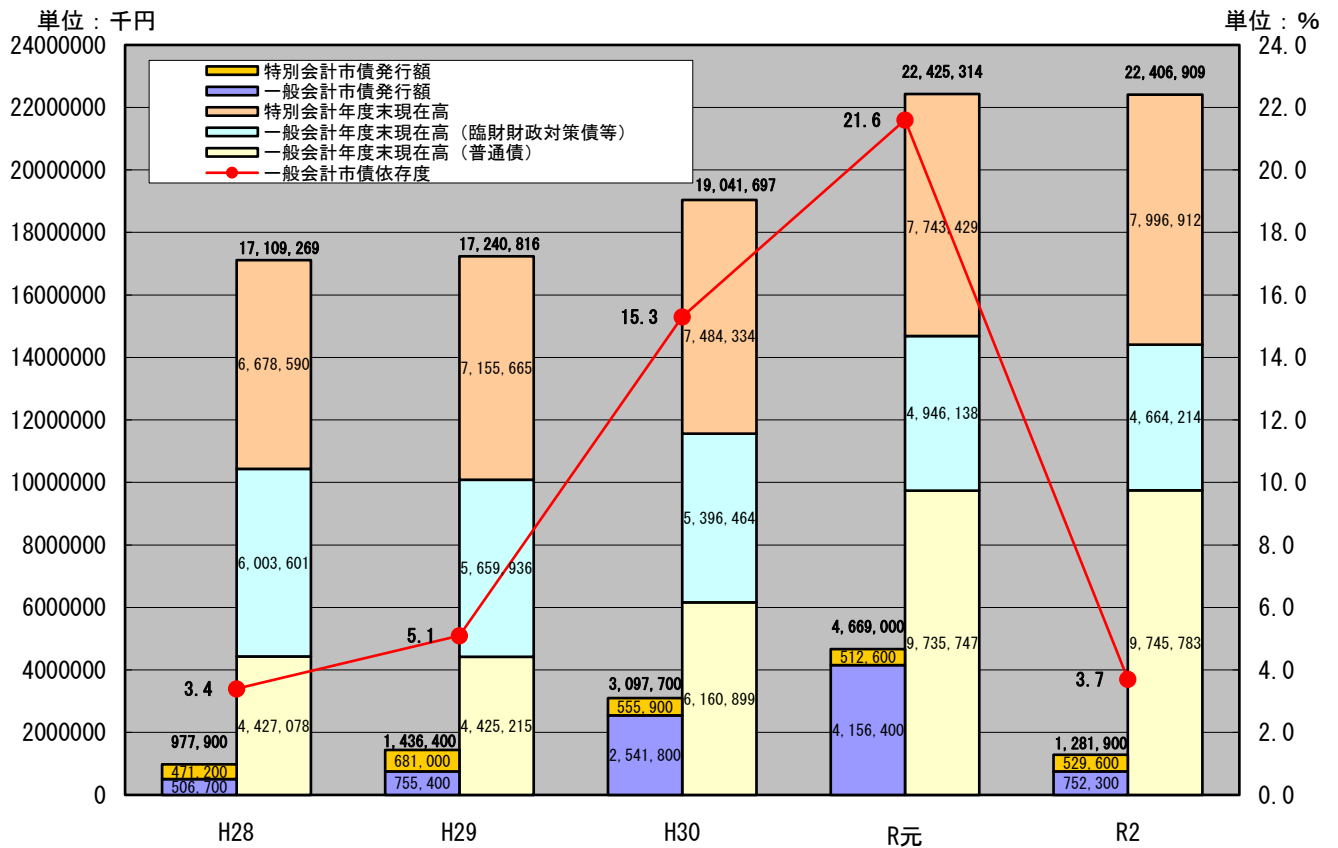
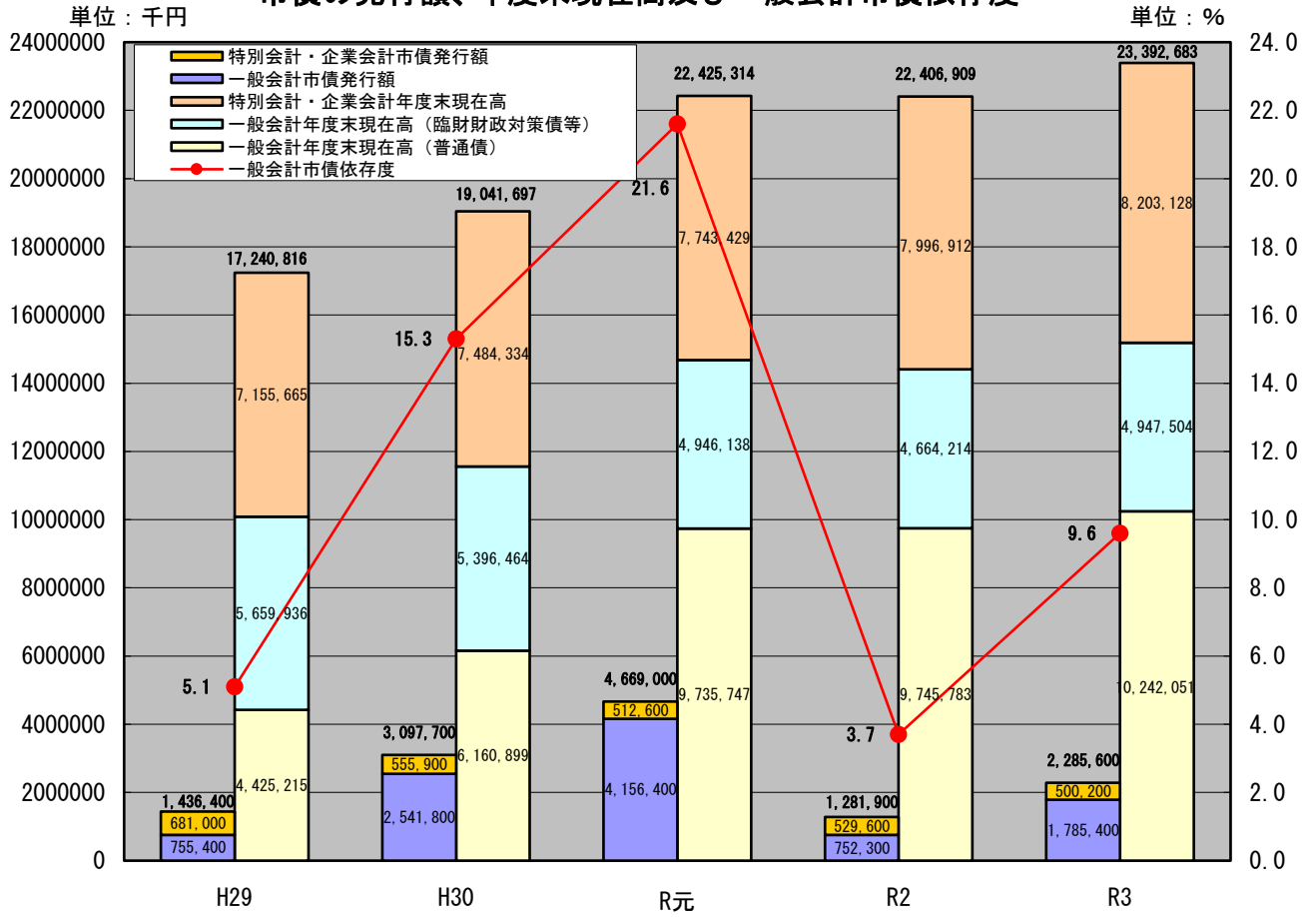
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入 A	14,914,658	16,606,777	19,254,943	20,551,116	18,565,491
市税	8,244,491	8,352,956	8,590,782	8,523,983	8,387,806
地方譲与税	339,557	349,460	340,673	329,984	320,209
各種交付金	1,079,159	1,093,794	1,145,109	1,221,584	1,501,787
地方交付税	528,706	583,470	419,111	532,247	731,179
分担金及び負担金	645	1,278	1,335	1,248	1,425
使用料及び手数料	330,883	353,192	310,430	228,933	231,536
国・県支出金	2,464,265	2,478,388	2,876,469	7,761,892	4,543,051
繰入金	288,851	101,691	709,430	305,146	67,476
繰越金	533,624	469,067	458,316	592,482	686,084
市債	755,400	2,541,800	4,156,400	752,300	1,785,400
その他	349,077	281,681	246,888	301,317	309,538
歳出 B	14,445,591	16,148,461	18,662,461	19,865,033	17,768,642
義務的経費	6,747,312	6,640,300	6,724,461	7,445,693	8,517,122
人件費	2,537,451	2,506,780	2,511,503	3,277,332	3,351,879
扶助費	3,027,208	2,991,516	3,118,973	3,092,639	4,117,739
公債費	1,182,653	1,142,004	1,093,985	1,075,722	1,047,504
投資的経費	1,473,708	3,192,065	5,262,541	1,186,215	1,652,310
その他の経費	6,224,571	6,316,096	6,675,459	11,233,125	7,599,210
物件費	2,255,246	2,249,310	2,344,406	2,290,365	2,374,743
維持補修費	113,613	256,723	275,694	243,162	237,584
補助費等	2,059,446	2,026,980	2,168,957	7,062,620	2,760,676
積立金	1,288	34,492	476	106,013	736,412
繰出金	1,754,978	1,708,591	1,845,926	1,390,965	1,449,795
その他	40,000	40,000	40,000	140,000	40,000
形式収支(A-B) C	469,067	458,316	592,482	686,083	796,849
翌年度へ繰り越すべき財源 D	43,306	1,289	63,147	32,098	10,132
実質収支(C-D) E	425,761	457,027	529,335	653,985	786,717
単年度収支 F	△ 101,581	31,266	72,308	124,650	132,732
財政調整基金積立金 G	1,037	481	349	102,349	314,672
地方債繰上償還額 H	0	0	0	0	0
財政調整基金取崩し額 I	189,000	58,667	400,000	400,000	0
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 289,544	△ 26,920	△ 327,343	△ 173,001	447,404
基金年度末残高	2,228,575	2,228,575	1,523,077	1,594,255	2,289,434
財政調整基金	1,589,862	1,589,862	1,132,025	1,234,374	1,549,046
減債基金	173,022	173,022	173,077	173,103	391,209
その他特定目的基金	465,691	465,691	217,975	186,778	349,179

一般会計の基金の年度末残高の推移

単位:千円



## 市債の発行額、年度末現在高及び一般会計市債依存度



#### (4) 今後の財政見通し

##### ①歳入の見通し

歳入については、市税は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けず、回復傾向にあるとともに、伊勢湾岸自動車道路周辺における大規模倉庫建設による開発等により、固定資産税の増加が見込まれている一方で、燃料、物価の高騰で先行きが不透明なことから、税収の動向について、引き続き注視していく必要があります。

##### ②歳出の見通し

歳出については、扶助費、公債費といった義務的経費や国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金が占める割合が高く、扶助費と繰出金にあっては、少子高齢化の進展等に伴い、その割合がますます大きくなっていくことが見込まれます。また、施設の老朽化への対応も喫緊の課題となっており、大きな財政負担を伴うことが予想されます。

表6【中期財政見通し（令和5年度～令和9年度）】

(単位:千円)

区 分	令和4年度 (当初予算)	令和5年度 (当初予算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入	16,790,000	17,920,000	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142
市税	8,368,148	8,676,948	8,711,700	8,956,700	8,986,700	8,946,700
地方譲与税	310,701	307,700	307,700	307,700	307,700	307,700
各種交付金	1,357,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001
地方交付税	571,000	514,000	505,055	400,178	375,238	418,192
分担金及び負担金	1,294	1,262	47,912	13,562	25,959	1,262
使用料及び手数料	248,800	242,598	242,598	242,598	242,598	242,598
国・県支出金	3,320,792	3,589,781	3,604,739	3,985,852	3,628,742	3,442,522
繰入金	400,292	620,536	406,913	498,872	461,552	510,093
繰越金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
市債	1,428,000	1,572,800	1,461,000	1,703,600	925,200	858,700
その他	283,972	414,374	414,374	414,374	414,374	414,374
歳出	16,790,000	17,920,000	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142
義務的経費	8,026,400	8,201,916	8,263,183	8,275,468	8,382,469	8,455,816
人件費	3,694,017	3,720,064	3,700,879	3,699,927	3,712,121	3,706,101
扶助費	3,170,341	3,269,066	3,340,985	3,414,486	3,489,604	3,566,375
公債費	1,162,042	1,212,786	1,221,319	1,161,055	1,180,744	1,183,340
投資的経費	2,003,296	2,730,126	2,740,897	3,504,772	2,166,376	1,814,898
その他の経費	6,760,304	6,987,958	6,677,912	6,723,197	6,799,219	6,851,428
物件費	2,755,112	2,934,125	2,615,520	2,615,520	2,627,403	2,630,810
維持補修費	159,778	147,776	147,776	147,776	147,776	147,776
補助費等	2,423,759	2,449,925	2,439,655	2,461,940	2,483,079	2,508,881
積立金	5,005	5,367	5,367	5,367	25,367	25,367
繰出金	1,351,534	1,386,593	1,409,593	1,432,593	1,455,593	1,478,593
その他	65,116	64,172	60,001	60,001	60,001	60,001
年度末市債残高	15,171,769	15,570,373	15,859,869	16,495,035	16,278,981	15,980,382
年度末基金残高	2,637,582	2,022,417	1,865,504	1,616,632	1,405,080	1,144,987
実質公債費比率	5.2	5.6	6.3	6.5	6.8	7.4
将来負担比率	106.0	120.2	132.2	138.7	141.9	144.1

## 4. 基本的な考え方

### (1) 目的

少子高齢化の進行や人口減少などにより、かつてのような右肩上がりの成長を望むことが困難な状況の中、地方分権一括法による国から地方への権限移譲の進展に伴い地方公共団体の担う役割は増大しています。また、市民が求める行政サービスの中身は、複雑化、多様化するなど弥富市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした今日の厳しい社会経済情勢の中で、弥富市の活力を向上させ、自立した地域づくりを進めるには、行政は、新たな財源の確保などに努め、持続可能な財政基盤を築くとともに、重点課題を見極め、合理性と公平性の追求、そして政策目標を達成するために「最少の経費で最大の効果」を上げる手段の検討と実施を進める組織であり続ける必要があります。

さらに、行政とともに将来弥富市を創造していく市民が、「自助・共助・公助」という意識のもと、様々な地域の課題に対して、自らが生活する地域は自らの責任でつくるという、市民一人ひとりの力、地域の支え合う力という社会の本質的な力の融合による市民協働の更なる強化を図っていく必要があります。

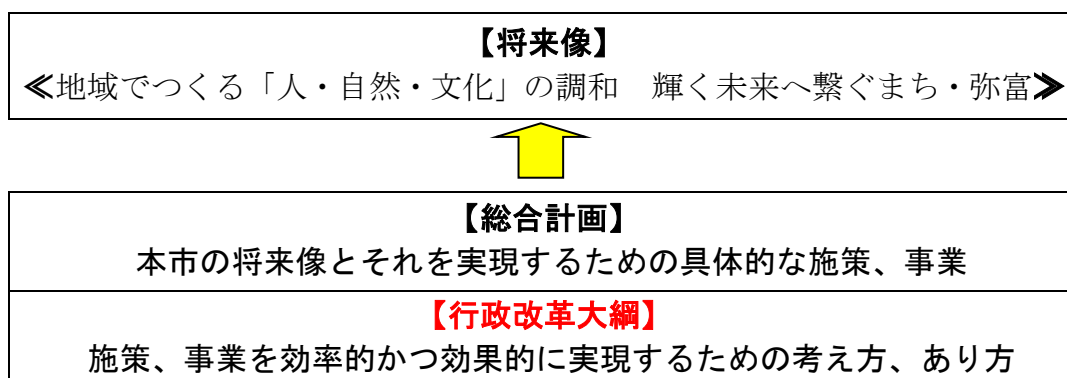
### (2) 位置づけ及び計画期間

#### ①位置づけ

行政改革大綱は、本市の将来像を明らかにした総合計画を着実に実現するために、仕事の進め方や考え方を変革するとともに、行政のあり方や方向性を示す役割を担い、その指針となるものです。

新たな行政手法を積極的に取り入れるとともに、地域の様々な主体が行政と協働して公共の領域を担う地域経営を目指し、自治体経営を刷新していくための行政改革の方向性などについて明らかにします。

#### <総合計画と行政改革大綱の関係>



#### ②計画期間

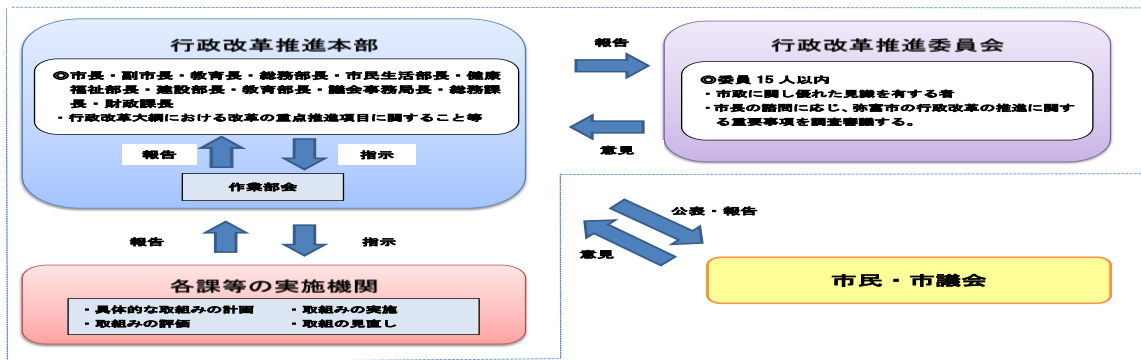
平成30～令和4年度までの5か年としておりましたが、上位計画である第2次総合計画後期基本計画が令和6年度にスタートすることからより実効性のある行

政改革大綱を策定するために計画期間を1年延長して平成30～令和5年度までとします。

ただし、実施計画については、社会経済情勢の変化に弾力的に対応させるため、毎年度見直しを行います。

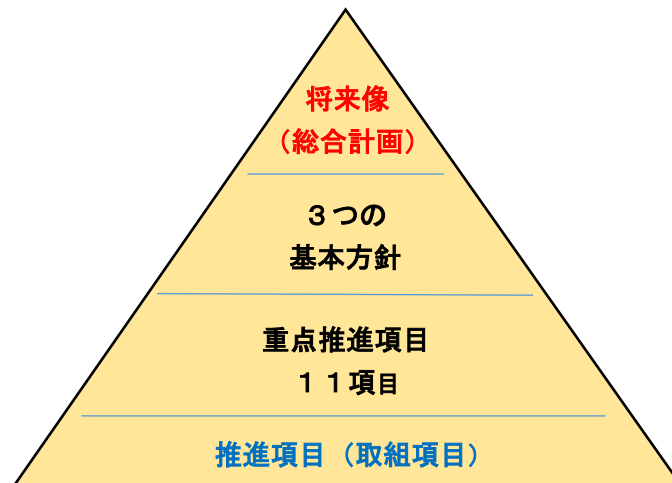
### (3) 推進体制

行政改革大綱は、市長を本部長とする「行政改革推進本部」が中心となって、全庁をあげて推進します。また、行政改革大綱による取組状況等は、市民、市議会に広く公表等を行い情報共有します。



### (4) 取組の体系

この大綱では、弥富市総合計画に掲げている将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現に向けて、3つの基本方針と11からなる重点推進項目により取組の体系を構築します。



### (5) 大綱の基本方針

**基本方針1:** 市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の強化

**基本方針2:** 市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化

**基本方針3:** 市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化

## **①【基本方針1】 市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の強化**

扶助費などの義務的経費や公共施設・インフラの老朽化への対応により、歳出は、増加していきます。一方、市税収入は少子高齢化の進行と人口減少の影響を受け、将来的に減収が予測され、本市の財政状況は一層厳しさを増していくものと予測できます。このような状況において、財政危機に陥らないために、事業の選択と集中など徹底した歳出の抑制と歳入確保、限られた財源の効果的な活用を進めていきます。また、公共施設・インフラの老朽化対策については、本市の人口規模等に見合った適正規模や適正配置など最適化を図りつつ、将来世代に負担の先送りをしない持続可能な財政基盤の強化を図ります。

### **【重点推進項目】**

- 1 歳入の確保と歳出抑制の推進
- 2 公共施設・インフラの最適化
- 3 限られた財源の効率的・効果的な活用の推進
- 4 特別会計などの経営健全化の推進
- 5 民間活力の効果的な活用

## **②【基本方針2】 市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化**

最少の経費で最大の効果を上げるため、厳格な定員管理による職員数の適正化、政策推進に向けた組織機構の見直し、行政サービスの向上・事務の効率化を図るICTの活用など、様々な政策課題へ対応できる機動的で自律した市役所に向けて機能強化を図ります。

三大都市圏の特定市に属する都市として、地方創生を推進し、地域間競争を勝ち抜くために、「行政運営」から「行政経営」の考え方の転換を図ります。そのため、時代のニーズに対応できる職員の育成を図るとともに、新たな課題に果敢に挑戦することのできる体質の組織を目指します。

### **【重点推進項目】**

- 6 職員の育成と職員力の向上
- 7 職員定員の適正化と組織の効率化
- 8 職員の意識改革と人事評価システムの推進

### ③【基本方針3】市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化

市民協働によるまちづくりは、市民が自分の住んでいるまちに関心を持ち、地域や社会のために行動することが基本となります。分かりやすく興味を持てる行財政情報の提供に努め、市民との情報共有を図る必要があります。また、地域が抱える課題の解決に地域自らが解決に取り組むことが出来るよう、協働意識の醸成や人材育成に努めるとともに、複雑化・多様化する市民ニーズや少子高齢の進展、人口減少問題に対し、まちづくりを効果的、効率的に推進するために、地域コミュニティの中心的役割を担う自治会や各種団体など様々な主体との協働に努めます。

#### 【重点推進項目】

- 9 市民と行政の協働による地域経営の推進
- 10 市民への情報共有と市民ニーズの把握
- 11 市民の視点に立ったサービスの向上

## 5. 基本方針別重点推進項目の取組方針

11の重点推進項目について、以下の取り組み方針のもとに進めます。

### 【基本方針1】市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の強化

#### 重点推進項目 ① 歳入確保と歳出抑制の推進

- ・事業のスクラップ&ビルドなど既存事業について費用対効果を踏まえた見直しを行い、経費の節減を図ります。
- ・補助金・負担金の見直しを行い、効果的な執行に努めます。
- ・市税等の収納率向上対策を着実に実施します。
- ・使用料・手数料等の見直しを行い、受益と負担の適正化を図ります。
- ・企業誘致や財産の有効活用などを行い、自主財源の確保に努めます。

#### 重点推進項目 ② 公共施設・インフラの最適化

- ・公共施設等の現状把握と再配置計画の策定を進めます。
- ・公共施設等のあり方（統廃合・最適配置、民間活用、広域的相互利用、複合化、長寿命化など）を検討し、個別施設計画の策定を進めます。
- ・必要な予算を確保し、計画に基づく公共施設等の維持管理を着実に実施します。

### 重点推進項目 ③ 限られた財源の効率的・効果的な活用の促進

- ・行政評価制度を活用し、効率的・効果的な行財政運営に努めます。
- ・財務4表の有効活用に努め、健全財政を維持するための方策について、調査・検討を進めます。
- ・コスト分析、財務分析及び事務事業評価などと連動した予算編成の手法を検討します。
- ・将来の税収増に繋がる環境づくりを行う事業に対して、その予算確保に努めます。

### 重点推進項目 ④ 特別会計などの経営健全化の推進

- ・経営の健全化、効率化や受益者負担の適正化などに取り組むことによって、市独自の財政支援としての特別会計への繰出金の縮減に努めます。

### 重点推進項目 ⑤ 民間活力の効果的な活用

- ・公共サービスの質的な向上や効率的な事業推進が期待できるよう事業の民間委託を推進します。
- ・指定管理者制度や民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFI手法の活用など公民連携事業の促進を図り、効率的かつ効果的な公共サービスを提供します。
- ・市場化テストの情報収集を行い、調査研究を進めます。

## 【基本方針2】市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化

### 重点推進項目 ⑥ 職員の育成と職員力の向上

- ・地方創生など時代のニーズに対応するため、自ら考え行動する職員の育成と職場の醸成を図ります。
- ・女性をはじめとした全ての職員が能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる職場の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ・行政サービスの向上・事務の効率化を図るICTの利活用を推進します。



**重点推進項目 ⑦****職員定員の適正化と組織の効率化**

- ・徹底した業務の見直し、再任用職員など多様な任用形態を活用し、適正な定員管理を推進します。
- ・主要施策の推進や多様な課題への対応を図るため、組織の見直しなど行政運営体制を整備します。
- ・大規模地震なその危機発生時における対応力の強化を図るため、業務継続計画や組織体制など必要な整備を行います。
- ・グループ制を活用し、組織のフラット化、課内での職員の流動的活用を積極的に行い、必要に応じて流動体制制度の活用を図ります。
- ・起動的・組織横断的対応が必要な課題に迅速・的確に対応するため、プロジェクトチームの活用を図ります。

**重点推進項目 ⑧****職員の意識改革と人事評価システムの推進**

- ・業務改善運動などを行うことで、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりに努めます。
- ・人事評価制度を活用することで、適切に給与や昇任等への処遇改善することで、職員の意識改革と士気の高揚を図ります。

**【基本方針3】 市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化****重点推進項目 ⑨****市民と行政の協働による地域経営の推進**

- ・市民、自治会、各種団体などの市民主体による公益的活動に対し、サポートの充実を図ります。
- ・幅広い市民の意見を市政に反映していくため、各種審議会等に市民公募委員の登用に努めます。
- ・男女共同参画プランに基づき、各種審議会等への女性の登用率の拡大等に努めます。
- ・ワークショップなどの手法を取り入れ、行政と市民が相互に理解を深め協働体制の確立に努めます。

## 重点推進項目 ⑩ 市民への情報共有と市民ニーズの把握

- ・各種広報媒体を活用して、市民に対してタイムリーな市政情報の発信に努めます。
- ・市民と行政の間で、意見交換、交流する場などの充実を図り、相互理解を促進します。
- ・市民ニーズの把握とこれを政策に反映するシステムの構築に努めます。

## 重点推進項目 ⑪ 市民の視点に立ったサービスの向上

- ・電子申請サービスの推進や各種証明書の自動交付発行システムの導入の検討を行います。
- ・市民サービス向上のため、マイナンバーカードの多目的利用の検討を行います。
- ・窓口サービスの向上・充実を図り、ワンストップサービス実施の検討を行います。

## 6. 大綱における数値目標

実施計画の取組に対して、できる限り数値目標を設置し進捗管理を行います。特に次の目標を重点指標として定め、目標達成に向け取組を推進していきます。

重点指標	基礎数値 (平成28年度)	目標値 (令和5年度)
歳入・歳出見直しによる効果額	△3,248千円	行政改革実施計画の目標値の合計(平成30年度～令和5年度) 約3.7億円
個別施設計画の策定	50%	100% (延床面積の割合で算出) (令和2年度までの策定割合)
定員管理適正化計画の策定	—	100% (令和元年度までの策定割合)
業務改善運動の取組件数 (G-1グランプリ)	16件 (平成29年度)	50件
まちづくり出前講座の参加者数	775人	850人

## 付属資料

### ■ 策定体制

- 弥富市行政改革推進本部設置要綱
- 弥富市行政改革推進委員会条例
- 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

## 弥富市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 行政改革の推進を図り、もって市民福祉の向上に資するため、弥富市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱における改革の重点項目に関すること
- (2) その他行政改革に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (作業部会)

第6条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長が指名する者をもって構成する。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び作業部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 総務課長 財政課長

○弥富市行政改革推進委員会条例

昭和60年4月11日

条例第12号

改正 平成18年3月31日条例第48号

平成23年6月30日条例第11号

令和元年6月28日条例第26号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、弥富市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ弥富市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会においては、会長が議長となる。

3 委員会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	役 職	任 期
1	鯖 戸 善 弘	学識経験者	R3.6.1～R5.5.31
2	佐 藤 孝	代表監査委員	R3.6.1～R5.5.31
3	伊 藤 肇 章	商工会会長	R3.6.1～R5.5.31
4	佐 藤 恵 子	女性の会代表	R3.6.1～R5.5.31
5	釜 田 公 良	中京大学経済学部教授	R3.6.1～R5.5.31
6	入 江 容 子	同志社大学政策学部教授	R3.6.1～R5.5.31



**【編集・発行】**

弥富市 総務部 企画政策課 行政経営グループ

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5

TEL 0 5 6 7 - 6 5 - 1 1 1 1 (内線 4 5 2)

FAX 0 5 6 7 - 6 7 - 4 0 1 1

メール [gyokei@city.yatomi.lg.jp](mailto:gyokei@city.yatomi.lg.jp)